

2022(令和4)年10月20日

4

厚科審 第 56 号  
令和 4 年 10 月 20 日

予防接種・ワクチン分科会長  
脇 田 隆 字 殿

厚生科学審議会長

福 井 次



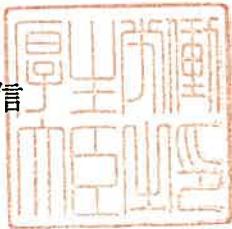
「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」について（付議）

標記について、令和 4 年 10 月 20 日付け厚生労働省発健 1020 第 2 号をもって  
厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第 3 条の規定に  
基づき、貴分科会において審議方願いたい。

厚生労働省発健1020第2号  
令和4年10月20日

厚生科学審議会長  
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



諮詢書

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第2項の規定により適用する同法第24条第5号の規定に基づき、別紙「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求めます。

予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱

第一 予防接種実施規則の一部改正

一 第一期追加接種として次に掲げるワクチンを接種する場合の方法について、初回接種の終了後からの接種間隔を五月から三月に変更すること。

(一) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-Cov-2）（令和三年二月十四日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号）第十四条の承認を受けたものに限る。）

(二) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、イムエラゾメランを含まないものに限る。）

二 第二期追加接種として次に掲げるワクチンを接種する場合の方法について、初回接種の終了からの接種間隔を五月から三月に変更すること。

(一) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和三年二月十四日に医

薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限る。）

(二) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであつて、イムエラソメランを含まないものに限る。）

三 令和四年秋開始接種として次に掲げるワクチンを接種する場合の方法について、初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後からの接種間隔を五月から三月に変更すること。

(一) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであつて、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。）

(二) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたも

の（予防接種実施規則附則第七条第一項第三号に掲げるものを除く。）であつて、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）

## 第一 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。